平成２８年（フ）第４３９６号
大阪市旭区高殿７丁目18番20―205号
債務者　木村莉枝子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４６１号
大阪府枚方市田口２丁目34番10号　ロベリア枚方Ａ棟201号、住民票上の住所大阪府枚方市津田北町２丁目35番１―101号
債務者　山村　圭司
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７０２号
大阪府四條畷市岡山４丁目17番11―202号
債務者　非々賢一郎
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７０３号
大阪府四條畷市岡山４丁目17番11―202号
債務者　非々　美幸
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９３６号
大阪府八尾市北久宝寺２丁目１番３―501号
債務者　塚本　恒男
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０２４号
大阪市浪速区日本橋４丁目３番13―603号
債務者　古川　優子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０２５号
大阪府寝屋川市池田旭町24番７号（103号）、前住所大阪府寝屋川市葛原新町13番１―703号
債務者　金井春江こと　金　　春植
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８号
福岡県京都郡苅田町新津１丁目９番地１（フェリス苅田210）
債務者　清水　健一
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第６０７号
埼玉県所沢市美原町３丁目2944番地の13　煉瓦館トワゾー110
債務者　堀川　大輔
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１１４号
山口県宇部市大字沖ノ旦637番地４ディアスまさごＢ棟102号
債務者　長島　研吾
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１１６号
山口県宇部市亀浦１丁目６番５―301号亀浦市営住宅
債務者　畑山　　誠
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第９０号
山形県米沢市金池８丁目４番38号　セルジェ金池201号室
債務者　高山　　寿
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第９１号
山形県米沢市門東町２丁目２番10号　ダイモンハイツ６号室
債務者　村上　正人
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第６０６号
埼玉県ふじみ野市桜ケ丘３丁目１番73号コーポユウ101、前住所東京都板橋区向原１丁目２番８号　池袋交通株式会社　社宅101
債務者　松川　博美
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４４４号
相模原市南区相模台３丁目９番10号　トラッドハウス10番館103
債務者　世良田　緑
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４４５号
相模原市中央区淵野辺３丁目11番５号　プチメゾンノル202
債務者　東　加奈子（旧姓一関）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４４６号
相模原市緑区東橋本４丁目４番52号　ディアス橋本Ｃ202
債務者　江守　早苗
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部